

佐那河内村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 2,566	千円 2,498,879	千円 49,489	千円 424,322	% 17.0	% 17.5

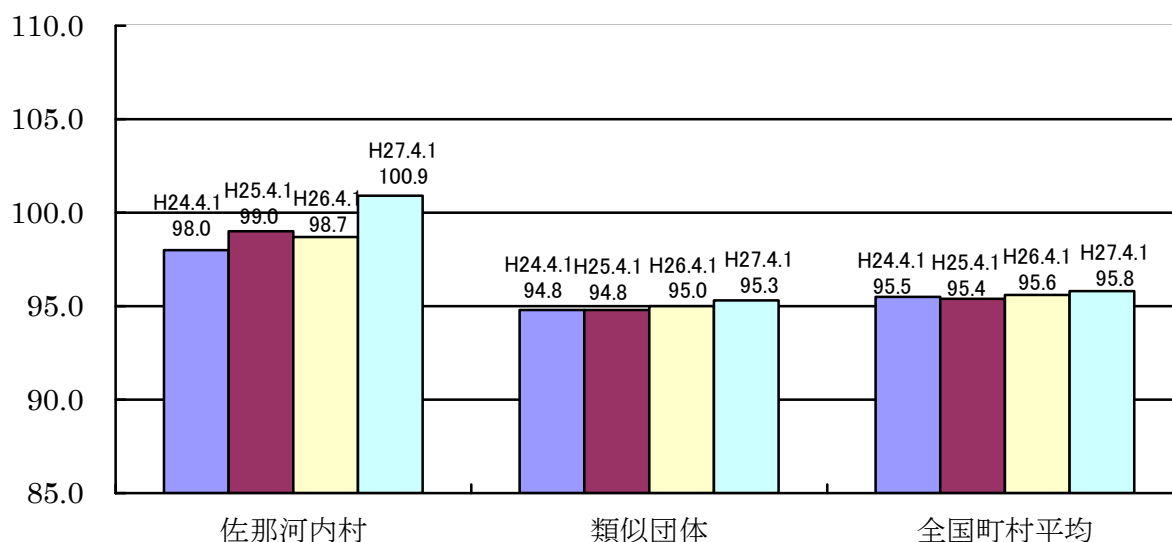
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 43	千円 159,188	千円 31,073	千円 58,570	千円 248,831

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,787	千円 5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

階層変動及び総合的見直しに伴う給料表の引下げ率の平均見直し率が国よりも低いため。階層変動により改善の見込みあり。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため該当無し

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については引下げ無し。高齢層については最大3.7%を引き下げた。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

国基準による支給対象地域無し

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐那河内村	39.9歳	310,600円	360,600円	334,171円
徳島県	44.7歳	345,684円	431,069円	374,054円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.3歳	301,497円	352,840円	330,387円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐那河内村	56.4歳	2人	328,900円	337,900円	332,150円
徳島県	54.8歳	67人	367,284円	401,568円	381,307円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円
類似団体	49.4歳	2人	288,548円	312,119円	303,928円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		佐那河内村	徳島県	国
一般行政職	大学卒	163,600円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	138,700円	144,200円	—
	中学卒	— 円	135,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

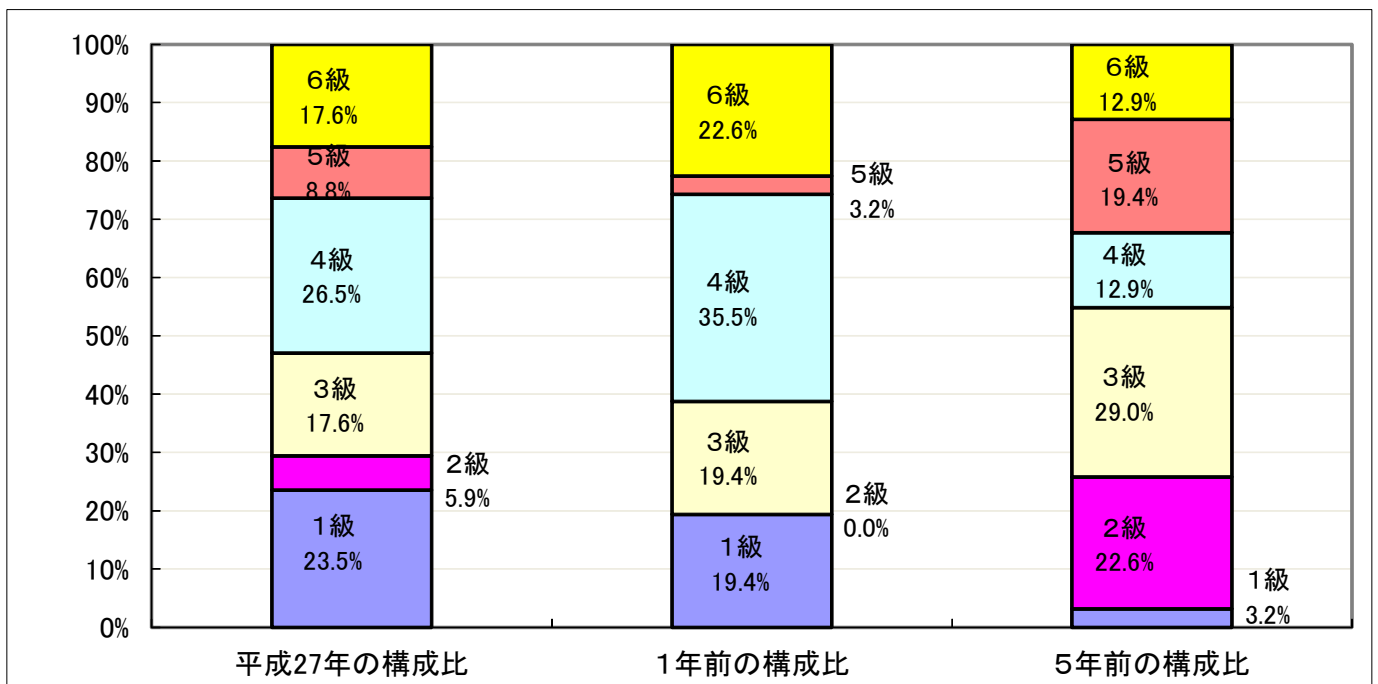
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,100円	円	円	円
	高校卒	円	351,900円	375,200円	388,200円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事、課長、主幹の職務又はこれに相当する職務	6人	17.6%	315,800円	407,900円
5級	課長、主幹、課長補佐の職務又はこれに相当する職務	3人	8.8%	285,000円	390,700円
4級	課長補佐、主査の職務又はこれに相当する職務	9人	26.5%	258,300円	378,700円
3級	係長、事務(技術)主任又はこれに相当する職務	6人	17.6%	223,900円	347,700円
2級	事務主任、技術主任、主事、技師又はこれに相当する職務	2人	5.9%	187,700円	301,900円
1級	主事、技師、主事補の職務又はこれに相当する職務	8人	23.5%	137,600円	244,900円

- (注) 1 佐那河内村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐那河内村	徳島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,527千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,643千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

佐那河内村	国
(支給率) 自己都合 20.445月分 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) 1人当たり平均支給額 13,036千円	(支給率) 自己都合 25.55625月分 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25・26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

制度無し

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)			407千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)			45,222円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)			20.9%	
手当の種類 (手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
保育手当	保育士	保育業務	215千円	月額 5,000円
税務特殊勤務手当	税務賦課徴収担当 職員	賦課徴収業務	192千円	月額 4,000円
水道特殊勤務手当	水道事業担当職員	水道業務	48千円	月額 4,000円
農業集落排水特殊 勤務手当	集落排水事業担当 職員	集落排水業務	48千円	月額 4,000円
野犬等へい死処理 手当	その都度従事した 職員	へい死処理業務	0千円	1件当たり1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	10,869千円
職員1人当たり平均支給額 (26年度決算)	302千円
支給実績 (25年度実績)	8,332千円
職員1人当たり平均支給額 (25年度決算)	245千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同		5,639千円	216,885円
	1人から	6,500円				
	1人 (配偶者無し)	11,000円				
	特定期間の加算	5,000円				
住居手当	家賃 23,000円以下	家賃額-12,000円	同		3,282千円	273,500円
	家賃 23,000円超え 55,000円未満	(家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円				
	家賃 55,000円以上	27,000円				
通勤手当	交通機関利用 通勤距離2km以上 運賃相当額が45,000 円以下	45,000円	異	国限度額 55,000円	2,436千円	69,600円
	自動車等使用 使用距離 2km以上10km未満	4,200円	異	国区分 5km以上10km 未満		
	自動車等使用 使用距離 10km以上15km未満	7,100円	同			
	自動車等使用 使用距離 15km以上20km未満	10,000円	同			
	自動車等使用 使用距離 20km以上25km未満	12,900円	同			
	自動車等使用 使用距離 25km以上30km未満	15,800円	同			
	自動車等使用 使用距離 30km以上	18,700円	異	国区分 30km以上35 km未満		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものについて、その特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ支給	31,500円 ～ 60,000円	異	職員の区分及び支給額	4,046千円	505,763円
宿日直手当	一般の宿日直	5,200円	異	国 4,200円	1,019千円	36,400円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	588,000 円 (735,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 435,600 円	
	副 市 町 村 長	533,700 円 (593,000 円)	667,000 円 / 421,500 円	
報 酬	議 長	260,000 円 () 円)	316,000 円 / 171,100 円	
	副 議 長	222,000 円 () 円)	251,000 円 / 119,000 円	
	議 員	186,000 円 () 円)	230,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 2.95月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 2.95月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 735,000円×43.5/100×在職月数 593,000円×25.75/100×在職月数	(1期の手当額) 15,346,800円 7,329,480円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

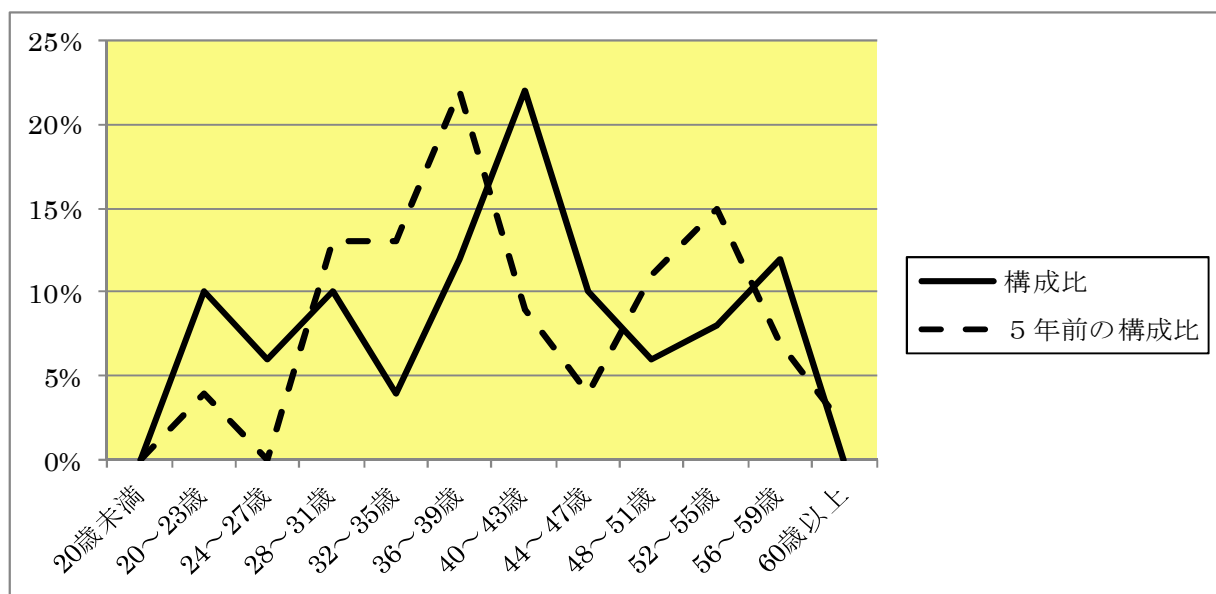
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	2	業務増のため
		総 務	12	10		
		税 務	4	4		
		民 生	10	10		
		衛 生	4	4		
農 林 水 産		4	4			
商 工		1	1			
土 木		4	4			
	計	40	38	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.88 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 176.22 人)	
	教育部門	5	6	▲1	法令等の改廃のため	
	小 計	45	44		<参考> 人口1万人当たり職員数 175.37 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 208.21 人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水 道 下 水 道 そ の 他		1	1		
			1	1		
			3	3		
	小 計	5	5			
合 計		50 [65]	49 [65]	[]	<参考> 人口1万人当たり職員数 194.86 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	5人	3人	5人	2人	6人	11人	5人	3人	4人	6人	人	50人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	37	36	36	37	38	40	3(8.1%)
教育	5	7	7	6	6	5	0(0%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(-%)
普通会計	42	43	43	43	44	45	3(7.1%)
公営企業等会計	4	5	4	4	5	5	1(25.0%)
総合計	46	48	47	47	49	50	4(8.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

無し